

大へ審答申第3号
令和6年12月10日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 中 井 洋 恵

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（答申）

標題について、貴職から諮問された次の表現活動について、別添1及び別添2
のとおり答申します。

- 1 貴職発令和6年8月8日付け大市民第296号で諮問された案件番号「平
29-職5」
- 2 貴職発令和6年8月8日付け大市民第297号で諮問された案件番号「令
元-職1」

答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔平29-職 5〕

第 1 審査会の結論

本件諮問に係る諮問書の別紙（以下「諮問書別紙」という。また、用語の意義は、諮問書別紙の例による。）の内容については、諮問書別紙の 2 (2) の、本件表現活動に係る表現の内容の概要中、「(本件表現活動 2)」及び「(本件表現活動 3)」に記載された内容の公表においては、それぞれ条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由についても付記することが適当であり、諮問書別紙の 2 について別紙のとおり修正し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

第 2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第 6 条第 1 項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第 5 条第 2 項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 本件表現活動 1 を行ったもの

弁士 A に対しては、簡易書留により、相当の期間を与えて、条例第 9 条第 2 項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士 A からの申立てがあれば、同条第 3 項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、弁士 A からは、意見等の提出はなかった。

イ 本件表現活動 2 を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議（平成29年10月26日付け大市民第726号による諮問を受けた調査審議をいう。以下同じ。）において、弁士 B については、令和 6 年 6 月 27 日付け大へ審答申第 2 号の 3（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職 5〕（以下「本件第 1 答申」という。）の第 2 の 3 (2) イに記載のとおりその所在は判明していない。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、弁士 B の所在が判明しないため、条例第 9 条第 2 項ただし書に基づき、弁士 B に対する意見等提出手続はとらなかったものである。

ウ 本件表現活動 3 を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議において、弁士 C については、本件第 1 答申の第 2 の 3 (2) ウに記載のとおりその所在は判明していない。

今回、改めて、弁士 C が開設したものと考えられる複数のウェブページの連絡先に対し、当審査会から条例第 9 条第 2 項に基づく意見提出等の機会を付与するために、弁士 C の所在に関する情報（以下「本件所在情報」という。）が必要となることを説明した上で、本件所在情報の提供

を求めたが、回答はなかった。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、弁士Cの所在が判明しないため、同項ただし書に基づき、弁士Cに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

エ 本件表現活動4を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議において、本件表現活動4を行ったものについては、本件第1答申の第2の3(2)エに記載のとおりその所在は判明していない。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、本件表現活動4を行ったものの所在が判明しないため、条例第9条第2項ただし書に基づき、本件表現活動4を行ったものに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書別紙の1に記載された、表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容のうち、本件表現活動1ないし3に係る内容については、平成28年に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

本件表現活動4に係る内容については、インターネット上で公開されていた特定の動画が視聴できない状態になっていることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書別紙の2(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報であるから、内容の公表は適当であると認める。

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要について

ア 表現の内容の概要の公表について

諮問書別紙の2(2)に記載された内容は、本件表現活動が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

一方で、同内容を公表することで、本件表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられるが、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。

よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮した上で、諮問書別紙の 2 (2) に記載された本件表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられ、他に公表を見合わせるべき特段の事情も認められない。

イ 条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由の付記について

諮問書別紙の 2 (2) に記載された内容の中には、過去に報道された内容や表現活動者の認識を述べている部分もあるが、条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮して判断を行っていることから、それらの発言内容も記載しているものである。

本件第 1 答申では条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由も記載していることから、それを確認することにより、上記の趣旨が理解できるところである。

しかしながら、諮問書別紙の 2 (2) には条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由が記載されていないことから、諮問書別紙の 2 (2) に記載された内容全てがヘイトスピーチに該当すると捉えられる可能性があり、条例第 11 条に規定された表現の自由等との関係を考慮すると、かかる議論を公の場で行うことが抑制されるならば民主主義の健全な発展を阻害しかねず、表現活動を行うものを萎縮させるおそれがある。

ウ 小括

以上のことから、諮問書別紙の 2 (2) のうち「(本件表現活動 2)」及び「(本件表現活動 3)」に記載された内容の公表においては、それぞれ条例第 2 条第 1 項各号に該当する理由についても付記し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

上記 2 に記載のとおり、諮問書別紙の 1 に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮問書別紙の 2 (3) に記載された内容の公表は適当であると認める。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称について

ア 本件表現活動 1 を行ったもの

条例第 5 条第 1 項は、「当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表するものとする」としており、同項ただし書に規定されている例外的な事情がない限りは、表現活動者の氏名又は名称を公表する旨を規定している。

氏名の公表に際しては、可能であれば、当該個人を、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするよう努める必要がある。

したがって、諮問書別紙の 2 (4) のうち「(本件表現活動 1)」に記載さ

れた内容の公表は適当であると認める。

イ 本件表現活動 2 を行ったもの

上記 1 (2) イに記載のとおり本件表現活動 2 を行ったものの氏名又は名称がいずれも判明しないことから、条例第 5 条第 1 項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の 2 (4) のうち「(本件表現活動 2)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

ウ 本件表現活動 3 を行ったもの

上記 1 (2) ウに記載のとおり本件表現活動 3 を行ったものの氏名又は名称がいずれも判明しないことから、条例第 5 条第 1 項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の 2 (4) のうち「(本件表現活動 3)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

エ 本件表現活動 4 を行ったもの

上記 1 (2) エに記載のとおり本件表現活動 4 を行ったものの氏名又は名称が判明しないことから、条例第 5 条第 1 項ただし書に基づき公表を行わないことが適当と認められる。

したがって、諮問書別紙の 2 (4) のうち「(本件表現活動 4)」に記載された内容の公表は適当であると認める。

4 結論

以上の次第で、第 1 記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過
平成29年度 平29-職 5

年 月 日	経 過
令和 6 年 8 月 8 日	諮問（拡散防止の措置及び公表内容）
令和 6 年 8 月 8 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 9 月 5 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 9 月 6 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 11 月 27 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 12 月 10 日	答申（拡散防止の措置及び公表内容）

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動 1 ないし 4 は、大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

(表現活動 1)

平成 28 年 9 月 2 日に大阪市役所前で弁士 A、弁士 B 及び弁士 C を含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

(表現活動 2)

本件街宣活動のうち、弁士 B により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 2」という。）

(表現活動 3)

本件街宣活動のうち、弁士 C により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 3」という。）

(表現活動 4)

インターネット上の動画投稿サイト「ニコニコ動画」(<https://www.nicovideo.jp/>)において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定の URL で表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 4」といい、本件表現活動 1 ないし 4 を併せて「本件表現活動」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動 1)

- ・ 関東大震災の死者の 14 万人のうち、13 万人が震災そのものではなく、「朝鮮人」の放火で亡くなったとし、「在日の不逞朝鮮人たち」は、震災後の混乱の中で放火を繰り返し、略奪、暴行、強姦（ごうかん）などを行ったなどとした上で、「朝鮮人」は混乱期になるとそういうことを喜んでやってしまうという旨の発言
- ・ 終戦直後の朝鮮戦争によって、数十万人の「朝鮮人難民」が日本にやってきており、彼らは本来であれば「不法入国者」であることから、「朝鮮本国」に送り返さなければならないが、日本に残るために突然日本人によって差別されてきたと言い始めたという旨の発言

(本件表現活動 2)

- ・ 「北朝鮮の実態を告発」しようとした集会に朝鮮総連が「集団で殴り込み」をかけようとし、「機動隊が出動するような騒ぎ」になった旨を述べた上で、「朝鮮人」や朝鮮総連が治安を攪乱（かくらん）するおそれが十分にあり、機動隊を多数出動しなければならないような事態を起こす民族や団体を危険な存在とみなすのは当然であるという旨の発言

- ・周囲を警備する警察に対して、「あいつらの顔よく覚えといて下さい。あいつらは左翼運動をあちこちですてて、日本の治安を攪乱します。必ず治安を攪乱します。調子に乗って警察にも危害を加えるようなことをする輩です。」と述べた上で、本件街宣活動に反対する面前の者について、共産主義者と「朝鮮人」の結びついた「テロ集団」であるという旨の発言
- ・「朝鮮の人」は強制連行があったことを認めさせることにより、「哀れな売春婦の子孫」と、また、自分の国の女性や子どもを守れない「腰抜けのね、へたれの国民」と、世界に向かって自己宣伝している恥ずかしい国民である旨の発言

※ 令和6年6月27日付け大へ審答申第2号の3（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職5〕より抜粋（本件表現活動2のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか特定するために記載）

- ・「当審査会において調査したところ、令和元年5月の第198回国会における朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問に関する答弁書では、『平成6年8月、大阪府警において、“救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク”というグループが開催した集会を威力を用いて妨害したとして、朝鮮総連の構成員らを威力業務妨害罪で検挙したことがあるものと承知している』との記載があるものの、一部の朝鮮総連の構成員が起こした暴力事件のみをもって、『朝鮮人』が治安を攪乱する民族で危険な存在であると述べている。」
- ・「本件反対者に対して、根拠も示さずに、『朝鮮人』と決めつけ、『必ず治安を攪乱します』、『テロ集団』と述べたことは、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、『必ず治安を攪乱します』、『テロ集団』と述べていることと何ら変わるところはない。」
- ・『朝鮮人』は『哀れな売春婦の子孫』と、また、自分の国の女性や子どもを守れない『腰抜けのね、へたれの国民』と、世界に向かって自己宣伝している恥ずかしい国民であるとし、在日韓国・朝鮮人一般の評価を貶めようとしていることから、在日韓国・朝鮮人を侮蔑する意図が明確に認められる。」

(本件表現活動3)

- ・韓国兵役庁が在日韓国人を長期旅行者と規定しているとし、旅行者はいつかは帰国するのが当然という旨の発言
- ・異国に渡れば帰化をするのが当然であり、それを頑なに拒んできた在日韓国人は「夢の祖国」への「夢の帰国事業」を待っていたとし、韓国政府が帰国要請を出せば、在日韓国人、韓国政府、日本政府も全てが喜ぶ「日韓の帰国事業」が実現する旨の発言

※ 令和6年6月27日付け大へ審答申第2号の3（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職5〕より抜粋（本件表現活動3がどのような趣旨でヘイトスピーチに該当するのか明記するために記載）

- ・「一見、日韓政府は在日韓国人の『帰国事業』を実施すべきという政策提

言のようにも考えられるが、在日韓国人は『夢の祖国』への『夢の帰国事業』を待っていたとするのは、多くの在日韓国人は日本に永く定住しているという実情を顧みず、あえて『夢の祖国』や『夢の帰国事業』という表現を用いて、一般的に、在日韓国人すべてが韓国に帰国することを望んでいると決めつけている。」

- ・「本件表現活動 3 では、……、あえて『旅行者』、『夢の祖国』及び『夢の帰国事業』などの表現を用いて、在日韓国人は日本から出て行くべきと述べることと同様といえる内容及び態様の主張を行っている。」

(本件表現活動 4)

本件表現活動 1 ないし 3 の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動 1 ないし 3 は平成 28 年 9 月 2 日に行われたものであり、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動 4 は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動 1)

松村 和則 (日本人への差別を許さない市民の会)

(本件表現活動 2)

氏名又は名称は判明していないので、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動 3)

氏名又は名称は判明していないので、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動 4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により公表しない。